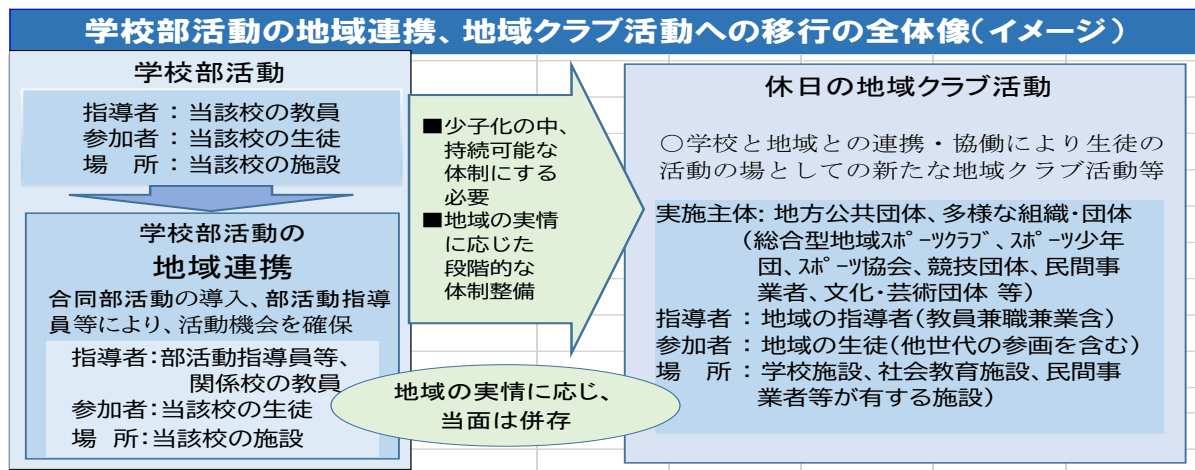


学校部活動の地域クラブ活動への移行等に向けた取組について

1. 国における動き

少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、有識者会議からの提言を踏まえ、国において「学校部活動及び新たな地域クラブ活動等の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定(R4. 12.27)

※国ガイドラインでは、R5～7を改革推進期間とし、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すとした。また、当該期間の進捗状況等を勘案し、適宜必要な見直しを行うとされている。



2. 本県における取組等

	R3	R4	R5	R6	R7	R8～
国 ガイドライン		策定 (R4.12)	改革推進期間			推進期間を 検証の上、 必要な取組
県・市	実践研究 県・2市(米原・彦根)		実証事業 県・8市町	地域移行の推進 (実証事業の成果、関係者等からの 意見を踏まえて推進)		

(1) 令和 4 年度の取組

- 現状や課題を把握等のため、検討会を開催するとともに市町等と情報・意見交換会を実施
 - ・部活動の在り方検討会(4月、6月)、部活動の地域移行に関する検討会(9月、11月、3月)
 - ・市町との情報・意見交換会(7月、12月、2月)
 - ・関係団体(総合型クラブ・スポーツ少年団・競技団体等)との意見交換会(10月)
- 部活動の段階的な地域移行に向けて、実践研究事業を委託実施(2市)
 - ・米原市：スポーツ文化振興事業団が地域クラブ活動(卓球・ホッケー)として、休日に活動
 - ・彦根市：学校支援協議会が主となり指導者を確保して休日に活動(R3：5部活、R4：7部活)
- 国が新たにガイドラインを策定したことを踏まえ、望ましい部活動の環境を構築する観点から「部活動の指導について」を令和5年3月に改訂

(2)令和 5 年度の取組

○8市町において実証事業を委託実施

米原市・彦根市・長浜市・近江八幡市・東近江市・竜王町・豊郷町・多賀町

○市町と課題等を共有し検討に資するため情報・意見交換会を実施(5月)

○県方針骨子案、今後の予定について検討会において協議(6月)

(今後の主な予定)

7月 第1回 部活動の地域移行に関する協議会の開催

県内大学・PTA 連絡協議会・市町教育長会等から新たな委員を加え、方針素案について協議

8～9月頃 各市町の意向等状況調査

市町に移行モデルを提示し、地域の実情に応じたモデルを調査

10～11月 各市町の状況を整理し、方針最終案を作成

11月 第2回 部活動の地域移行に関する協議会の開催

方針最終案について協議

12月頃 滋賀県学校部活動の地域移行に関する方針の策定

学校部活動の地域移行に向けた方針（素案）

【現 状】

- ・少子化の進展により、本県公立中学校の生徒数が減少傾向
- ・部活動の加入率・加入数、設置数の減少
- ・合同チーム出場数の増加
- ・指導者の不足 等

【課 題】

- ・子どもたちの活動場所の確保と持続可能な体制
- ・学校部活動の在り方
- ・地域スポーツ活動の在り方
- ・成果発表の場である大会等の在り方

【目指す姿】

中学校部活動の地域移行を市町や関係機関、スポーツ・文化関係団体等との連携・協働のもと、地域の実情に合わせながら段階的に推進し、子どもたちのスポーツや文化芸術活動に親しむ機会が確保されている。

1. 子どもたちが、少子化の中でも、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができるよう、地域と連携した持続可能な環境を整備する。
2. 子どもたちの自主的・自発的な活動を支える指導体制を構築する。
3. 成長期にある子どもたちが、適切な休養日や活動時間の中で、学校内外の活動、および食事・休養・睡眠等時間のバランスの取れた生活を送ることができる環境を作る。

具体的な方策

地域との連携

体制づくり

- 「部活動の指導について」の改訂(R5. 3)
- 課題を検討し、活動を推進する協議会等の設置
- 受け皿となる総合型地域スポーツクラブ等、地域クラブ活動団体の育成・充実
- 関係団体等との情報・意見交換、連携等

人づくり

- 活動を支える指導者や運営スタッフの養成・確保
(資格取得助成、人材バンク運営、部活動指導員の活用、コーディネーターの育成・配置、県内大学等との連携、教職員等の兼職兼業の条件整理等)

環境づくり

- 成果発表の場としての大会等
(中体連大会への参加資格の整理等)
- 活動推進のためのルール整備
(協議会等において、施設利用、拠点校での活動ルール、活動保険対応、経済的に厳しい家庭の生徒への配慮等を整理)

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※ **I は中学生**を主な対象とし、**高校生**も原則適用。**II～IVは公立中学校の生徒**を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ **教師の部活動への関与**について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ **部活動指導員**や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ **週当たり2日以上**の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、**学校と地域が協働・融合した形で環境整備**を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ **地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会**などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、**都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業**
- ・ 競技志向の活動だけでなく、**複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保**
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として**1日の休養日を設定**
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ **困窮家庭への支援**

III 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ **まずは休日**における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ **平日の環境整備はできるところから**取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、**段階的な体制の整備**を進める
 - ※ 地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ **令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間**として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて**可能な限り早期の実現を目指す**
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、**地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し**
 - ※ 日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ**教師が引率しない体制の整備**、運営に係る適正な人員確保
- ・ **全国大会の在り方の見直し**（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）